日本国厚生労働省と中華人民共和国国家衛生健康委員会との間の 高齢者介護の協力に関する行動計画「2018 年—2022 年」

日本国厚生労働省と中華人民共和国国家衛生健康委員会(以下 単独で「一方」といい、総称して「双方」という。)は以下の諸点 について認識する。

高齢化は社会の経済発展及び保健システムの持続的な発展に対して継続的に挑戦をもたらしている。

日中両国は高齢化の分野において協力できる可能性が高く、高 齢者介護は積極的に高齢化に対応するための重要な分野である。

高齢化がもたらした保健分野への挑戦に共同で対応するため、

「日本国厚生労働省と中華人民共和国国家衛生健康委員会との衛生及び医学科学に関する協力覚書」の枠組みの下で、互恵を基礎とし、更なる高齢者介護分野の協力を強化し、保健分野の協力を促進することを期待する。双方は協議を通じて、以下の行動計画を実施することについて一致した。

第一項 全体的な目標

平等互恵の原則の下で、双方は本行動計画を実施し、保健及び 健康長寿分野の協力を促進する。

第二項 活動分野

双方は以下の分野を優先的に強化し、同分野について協力を行う。

- 一、高齢者介護制度の枠組み、介護人材の配置及び介護費用の 支払方式などを含む高齢者介護制度及び政策
- 二、介護に関する継続教育、ケアマネジメント及び介護の質と 基準を含む高齢者介護サービス
- 三、高齢者介護、リハビリ管理及び慢性疾患管理を担う専門人 材の育成
- 四、高齢者介護に関する情報化システムの構築及び管理
- 五、双方が関心を持つその他の分野

なお、本行動計画への署名は、上に挙げる活動分野以外の協力 プロジェクトの展開を妨げるものではない。

第三項 協力の方式

本行動計画の下での協力は、双方の同意により、以下の方式で行われる。なお、本行動計画は双方の共通認識を反映するものであり、いかなる法律上の権利及び義務をも生じさせない。

- 一、情報交換及び科学技術に関する交流
- 二、関係者及び専門家の相互訪問
- 三、セミナー及び関連する会議の開催
- 四、特定課題の共同研究
- 五、高齢者介護に関係する団体等関連機関間の直接の協力に対

する支援

第四項 資金

- 一、双方は本行動計画の下での協力プロジェクトの経費を共同で 決定する。
- 二、交通費、食費及び宿泊費を含む相手国への訪問費用は原則と して自己負担とするが、必要に応じて双方がその負担について 協議することは妨げない。
- 三、本行動計画の下での協力プロジェクトは、双方で定めた経費 の範囲内で実施される。

第五項 協議

一方による本行動計画に関する提案は双方で協議し、相互信頼 の精神に基づいて、困難と誤解を解決するように共に尽力する。

第六項 期間と終了

本行動計画の下での協力は署名の日から開始され、期間は4年とする。本行動計画の下での協力を終了させる場合、いずれか一方が該当協力期間の終了6か月前までに書面の形式で本行動計画の下での協力を終了させる意思を通知する。

本行動計画は 2018 年 10 月 26 日に同等の価値を有する日本語及び中国語でそれぞれ 2 通の原本に署名される。

日本国
厚生労働省のために

中華人民共和国 国家衛生健康委員会のために